

健康診断（脳ドック・心臓ドック）受診促進助成要綱

令和元年 11 月 27 日制定

令和 8 年 3 月 26 日一部改正

公益社団法人広島県トラック協会

（目的）

第 1 条 公益社団法人広島県トラック協会(以下「協会」という。)は、事業用貨物自動車における運転者の健康状態に起因する交通事故を防止するため、会員事業者が事業用貨物自動車運送業務に従事する従業員に、健康診断の一環として、脳ドック・心臓ドックを受診させる経費の一部を助成する。

（助成対象者）

第 2 条 脳ドックを受診した事業用貨物自動車運転従事者が在籍する会員事業者を対象とする。
2 助成対象となる事業用貨物自動車運転従事者は、広島県内の会員事業所に所属する者で、社会保険に加入していることを条件とする。
※前年度会費未納会員事業者については、助成対象外とする。

（助成対象検査）

第 3 条 医療機関又は健診機関で受診する脳ドック検査（頭部MRI と頭部MRA の 2 つの検査を含む。）又は心臓ドック検査とする。ただし、診療の対象となった脳ドック又は心臓ドックの受診は助成対象外とする。

（助成額）

第 4 条 助成金額は、検査費用（消費税抜き）の 2 分の 1 以内の額（千円未満切り捨て）
ただし、1 人 1 回、上限 10,000 円とする。（脳ドック及び心臓ドックの両方を受診する場合も含む。）

（実施期間）

第 5 条 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 4 日までとする。
なお、助成は先着順とし、予算額に達した場合は、その時点までとする。

（助成対象人員限度数）

第 6 条 助成人数は、1 事業者 5 名を限度とする。

（申請手続）

第 7 条 会員事業者は、脳ドック受診料の精算を完了した後に、次の書類を令和 8 年 3 月 4 日までに協会本部へ提出する。ただし、申請は当該年度につき 1 事業者毎に 1 回限りとする。
① 運転者健康診断（脳ドック・心臓ドック）受診促進助成金交付申請書（様式 1 号）
② 検査医療機関発行の請求書の写（受診人数、検査内容及び診断料（単価）が記載されたもの）
③ 支払いを証明する領収証の写（金融機関振込金受取書等の写しでも可。事業者あてのものに限る）

④ 預金通帳の口座名義（フリガナ、支店名）記載ページの写（振込先確認のため）

（助成金の交付）

第8条 協会は、上記第7条の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めるときは助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第9条 協会は、次の号のいずれかに該当するときは、交付した助成額の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

（1）この要綱その他協会が定める事項に違反したとき

（2）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（その他必要な事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

附 則

本要綱は、令和元年11月27日より施行する。

令和2年3月25日 一部改正（令和2年4月1日施行）

令和3年3月24日 一部改正（令和3年4月1日施行）

令和4年3月24日 一部改正（令和4年4月1日施行）

令和5年3月23日 一部改正（令和5年4月1日施行）

令和6年3月26日 一部改正（令和6年4月1日施行）

令和7年3月26日 一部改正（令和7年4月1日施行）

令和8年3月26日 一部改正（令和8年4月1日施行）